

発 起 人 決 定 書(案)

平成12年12月25日午前8時00分、東京都千代田区神田小川町一丁目2番風雲堂ビル3Fにおいて、発起人 東田 幸樹 は次のとおり発起人規約を定めた。

記

- 1 商号は 株式会社 [REDACTED] とし、英文の場合は [REDACTED] とすること。
- 2 目的は、次のとおりとすること。
 - (1) インターネット上の名称であるドメイン名の登録業務
 - (2) インターネット上の名称であるドメイン名の登録代行業務
 - (3) インターネット上の名称であるドメイン名の取得代行業務
 - (4) インターネットに関するコンサルティング業務
 - (5) インターネットに関する情報提供サービス業務
 - (6) コンピュータのソフトウェアの開発
 - (7) 上記各業務に付随する出資
 - (8) 上記各号に付随関連する一切の業務
- 3 発行する株式の総数は3,600株とし、発行する額面株式1株の金額は50,000円とすること。
- 4 設立に際し額面株式900株を発行し、その発行価額は1株につき50,000円とすること。
- 5 設立に際して発行する株式は、発起人において全株を引き受けることとし、株式の募集はこれを行わないものとする。
- 6 発起人の員数は1名とし、現物出資は行わないものとする。

7 発起人は、会社設立に関して報酬および特別利益を受けないこととし、会社の設立費用は発起人が負担するものとする。

8 払込みを取り扱う金融機関及び取扱場所

(取扱場所) 東京都千代田区

(名称) 住友銀行神田橋支店

上記の決定事項を明確にするため、この決定書を作り、発起人がこれに記名押印する。

平成12年12月25日

東京都練馬区富士見台1丁目8番6号

発 起 人 東 田 幸 樹